

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正(案)の概要について

1 改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正に伴い、一時保護に関する事項として、一時保護開始時に裁判官の審査を受ける制度の導入、児童を一時保護する施設(以下「一時保護施設」という。)の設備及び運営に係る基準(以下「設備運営基準」という。)を条例で規定することなどが定められました。

この設備運営基準を定めるため、相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第11号)を改正するものです。

2 改正の内容

設備運営基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)に定める基準(以下「府令基準」という。)の例によることとします。

3 設備運営基準の主な内容

府令基準の例によることとした場合の設備運営基準の主な内容は、次のとおりです。

(1) 児童の権利擁護に係る基準

ア 市長又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならないこととします。

イ 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行わなければならないこととします。

(2) 設備に係る基準

ア 一時保護施設には、児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又

は屋外運動場、相談室、食堂(ユニットを整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。)、調理室、浴室及び便所を設けることとします。

※ ユニットとは、居室、浴室、便所等により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいいます。

イ 児童の居室の一室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすることとします。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とすることとします。

(3) 職員に係る基準

ア 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいいます。)、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を原則置かなければならないこととします。

イ 児童指導員及び保育士の総数は、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とすることとします。

ウ 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とすることとします。

エ ユニットを整備していない一時保護施設には、夜間、職員2人以上を置かなければならないこととします。

オ ユニットを整備している一時保護施設には、夜間、一のユニットごとに職員1人以上を置かなければならないこととします。

(4) 入所した児童及び職員の健康状態の把握等に係る基準

児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならぬこととします。

(5) 苦情への対応に係る基準

ア 市長は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための

窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないこととします。

イ 市長は、アの必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならないこととします。

4 今後のスケジュール

令和6年12月15日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
令和7年1月22日まで	
2月	市議会3月定例会議に改正条例案を提出
4月1日	改正条例の施行